

## 金武湾港・中城湾港カーボンニュートラルポート協議会 規約

### (名称)

第1条 本協議会は、「金武湾港・中城湾港カーボンニュートラルポート協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、金武湾港・中城湾港において、港湾利用関係各機関等が連携し、港湾地域における脱炭素化に向けた取り組みを推進するためカーボンニュートラルポート形成計画の検討及びその推進を目的とする。

### (業務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために金武湾港・中城湾港カーボンニュートラルポート形成計画の検討、見直しに関する業務等を行う。

### (組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる金武湾港・中城湾港に関連する行政機関、事業者等で構成する。ただし、会長が必要と認めたときは、構成員を追加することができる。

### (会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、沖縄県土木建築部参事とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

### (事務局)

第6条 協議会の事務局は、沖縄県土木建築部港湾課とする。

### (開催)

第7条 協議会は会長が召集する。

- 2 会長が必要と認めた場合は、第4条に規程する構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 会長が必要と認めた場合は、協議事項及び出席者を限定した分科会を設置することができる。

(協議会の公開の取扱い)

第8条 協議会は、構成員の自由な議論を担保する観点等から、原則として非公開とする。

2 配付資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。

3 協議会の議事は、会議終了後に、発言者が特定されない形で概要のみ公開する。

(秘密保持)

第9条 協議会の構成員及び参加者は、協議会で知り得た情報（前条の規定により公開された議事次第、配布資料及び議事概要を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

(アドバイザー)

第10条 協議会及び分科会では必要に応じて有職者によるアドバイザーの出席を求め、目的達成にむけた助言等を得ることが出来る。

(規約の改正)

第11条 この規約は、必要に応じて改正できるものとし、構成員の承認をもって適用される。

(その他)

第12条 この規約に定めのない事項及び疑義のある事項については、協議会で協議のうえ、これを定める。

附則

この規約は、令和4年11月29日から適用する。

民間事業者、行政機関、有識者等の名称
民間事業者
沖縄電力株式会社
沖縄うるまニューエナジー株式会社
太陽石油株式会社
南西石油株式会社
株式会社りゅうせき
沖縄出光株式会社
沖縄ターミナル株式会社
拓南製鐵株式会社
沖縄港運株式会社
中城湾港運株式会社
琉球海運株式会社
行政機関
うるま市
沖縄市
与那原町
沖縄総合事務局開発建設部港湾計画課
沖縄総合事務局経済産業部エネルギー・燃料課
沖縄総合事務局運輸部総務運航課
沖縄県環境部環境再生課
沖縄県商工労働部産業政策課
沖縄県土木建築部
有識者（アドバイザー）
検討中
事務局
沖縄県土木建築部港湾課